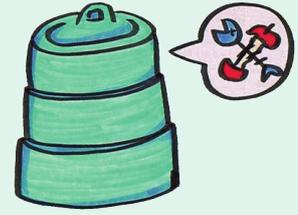


生ごみ処理容器購入費補助金制度



市では、家庭から発生する生ごみの減量と資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入に対して、補助をしています。

【補助対象品・基数】

- 電力を用いないもので発酵作用を利用する構造のもの、または水分を地中に浸透させる構造のもの（コンポスト・EM菌生ごみ処理容器など）は、1世帯あたり2基を限度とします。
- 電力を用いるもので発酵分解作用を利用した構造のもの、または乾燥による減量化が促進される構造のもの（電動処理機）は、1世帯あたり1基を限度とします。

【補助対象者】

- 市内に住所を有する人で、市税を完納している人（事業所は除きます。）
 - 自ら所有・管理する家屋・土地に自らの負担で設置する人
 - 生ごみ処理容器を常に良好な状態で維持管理できる人
- ※以前に補助金の交付を受けている場合は、前回の交付を受けた日から起算して、次の期間を経過するまでは、交付の対象となりません。

- (1)コンポスト容器など 3年
- (2)電動処理機 6年

【補助金の額】

- 電力を用いないもの 購入費の3分の1
※上限は3,000円、100円未満切り捨て
- 電力を用いるもの 購入費の3分の1
※上限は2万円、1,000円未満切り捨て

【申請方法】

購入後3カ月以内に、交付申請書に必要事項を記入の上、下記の書類を添えて持参または郵送してください。詳しくはお問い合わせください。

①伊賀市生ごみ処理容器購入費補助金交付請求書

※申請者は世帯主に限ります。

※購入金額は、消費税込の金額を記入してください。

②領収書

※宛名は申請者（世帯主）とし、購入品メーカー名・型式・数量が、明記されたもの

③設置後の写真

※電力を用いるものの場合のみ

④申請者本人（世帯主）の市税完納証明書

※収税課・各支所住民福祉課で取得してください。

【申請先・問い合わせ】

〒518-1155 治田3547番地の13

さくらリサイクルセンター内

廃棄物対策課

☎ 20-1050 FAX 20-2575

防災ねっと

あなたの自宅やご近所は安全ですか？

災害は家族がそろっている時に発生するとは限らず、家族がバラバラにいる時に起こる可能性もあります。災害に備えて、日頃から必要な準備をしておきましょう。

○防災マップを活用しよう

防災マップは、大地震、洪水などの自然災害が発生した場合の被害の様子や、避難・救助活動に必要な情報が掲載されている地図です。家族で避難場所などを確認するようにしましょう。

また、自分たちの住んでいるまちを探検して歩き、まちの中にある危険な場所を知ったり、まちの中の防災施設などを見つけておきましょう。これにより地域



を知ることができ、防災への関心も高まります。

まちを歩いて発見したことを地図に書き込むことで、災害に対応するために何をすればいいのかを考えるきっかけとなります。

【問い合わせ】

総合危機管理課

☎ 22-9640 FAX 24-0444

伊賀警察署だより



テロを許さない社会・地域づくりにご協力を！

2001年9月11日に発生したアメリカ同時多発テロ事件以降、イスラム過激派などによるテロ活動が活発化しており、世界各地でテロが発生しています。

日本では、1995年に地下鉄サリン事件が発生しているほか、ISIL（いわゆる「イスラム国」）は、日本や日本人をテロの標的として名指ししているなど、テロは決してひとつとではありません。

このような情勢の中、今年の夏には、県内を中心に全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されます。

伊賀警察署では、官民が一体となってテロ対策を推進する「テロ対策伊賀パートナーシップ」に取り組み、関係機関や民間事業者、地域住民の皆さんと緊密に連携して、テロ防止に努めていきます。

皆さんの一人ひとりの目がテロを防止する抑止力となりますので、「何か変だな」と思ったときは、警察にお知らせください。

【問い合わせ】 伊賀警察署 ☎ 21-0110
名張警察署 ☎ 62-0110

公共交通を利用しましょう

JR 佐那具駅前公衆トイレが完成します

JR 佐那具駅前公衆トイレ建設工事が順調に進み、7月中旬から供用を開始する予定です。このトイレの建設には、ふるさと納税「伊賀市ふるさと応援寄附金」を活用しています。JR 関西本線をご利用の際など、ぜひご利用ください。

なお、駅前トイレの完成後は、駅構内のトイレが利用できませんので、ご了承ください。

また、市では公共交通の維持・活性化や二酸化炭素の排出削減、個人の健康増進などを目的に、今年度も7月から9月までの3ヶ月間を「公共交通機関利用促進期間」として利用促進に取り組みます。お出かけの際は、ぜひ公共交通機関の利用をお願いします。



【問い合わせ】 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9852

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

地域で見守る子育て —さくら保育園—

児童虐待相談件数は全国的に年々増加しており、平成29年度、三重県内の児童相談所における相談対応件数は1,670件でした。そのうち伊賀児童相談所へは、149件の相談が寄せられました。皆さんは、この数字を多いと感じますか。それとも少ないと感じますか。

“虐待”といっても、子どもへの暴力などの身体的虐待・性的虐待のほか、大声で脅す・きょうだい間で差別するなどの心理的虐待や、子どもの世話をしない・食事を与えないなどのネグレクト（育児放棄）など、その種類はさまざまです。中には、しつけなのか虐待なのか、線引きが難しいケースもありますが、子ども自身が耐え難い苦痛を感じることであれば、それは虐待と考えるべきだとされています。

家庭において子どもが産まれることは喜ばしいことです。しかし、産まれてくることを楽しみに待つ

ていたのに、いざ子育てしようとする、困ってしまうことなどが多くあります。現在は核家族化が進み、困っているときに身近に助けを求める相手や相談に乗ってくれる人がいないことで、親にかかる子育ての負担が増えています。このことから、子育てに悩み、解決策が見つからず、つい感情的になっただが子に手をあげてしまう場合があります。

そんなときに支えになるのは周囲にいる人たちです。子どもにほほ笑みかけたり、親や子どもが困っている様子なら声をかけたりすることが子育て中の親の心の支えになることがあります。「見守っているよ」「一緒に解決していきましょう」という周囲の人の温かい気持ちは、子育てに悩む親を安心させます。私たちの住む地域が、そのような気持ちを持つ人でいっぱいになるといいですね。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ